

秋田市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市河辺市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
河辺の郷自治協議会
会長 高 橋 孝 一
- 2 委託事務
秋田市河辺市民サービスセンター使用料徴収事務
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで